候由 左候はど如、本に申含遺候。仍之川曳の者共いづれも致退散 最前の願人共、早速常右衛門宅へ罷越、 仕候はど家をも打潰し可申などゝ、ひしめき候に付、無是非 候間、明日迄相待可申候由申聞候得共、中々合点不仕、猶豫 日中に常右衛門へ申直し、 如本に可仕旨申候。 右の段々申達候。 馬持共誤り

一、駿臺雜話の内訂正之儀室鳩巢來狀

付、天野藤内遠景が所に高躍うち平げんと申所、『其後鎭西 然に邂逅しても此事をいひ出て、ふかくくやみしは罪障懺 此所改候て『鎌倉にて頼朝の前にても陳謝し、京師にて法 儀と相見え候由被仰越候。平家物語など書拔給過分に候。 所に、法然上人に逢候ての申様に候。然れば賴朝へは不申 雑話の内相遠の所申進候所、 候井上清左衞門は、新左衞門の由、前年青地氏へ申遣候旨。 の任はてゝ歸りしが上洛の時云云。』と改申度候。其所に引 悔とや思はれけん。 の前にて後悔の儀被申候様に調候所、 左候はゞ覺遠候と存候間、 云云。』と可致候。其外瀧口番が事に 新左衛門に改可申候。 重衡大佛殿を焚却の儀、 其後盛衰記致一覽候 且叉兵法 賴朝

> を論じ申所に『畏」威て一人も節義を踰る事なし。』節義は節 制可然旨、 幹より中進俠o 此度藤太夫殿より被申越候。 成程節制に改可然

江戸にて時疫流行の事

守殿は御煩無之、其外何も諸役人中被煩、 就中御老中にては松平伊豆守殿、若年寄衆にては小出信濃 月十一・二日比より風邪流行、 候。至て輕き者は二三日打臥候。江戸より申來候趣は、七 許り重は廿日許も相煩候。 城下時疫流行、家々不相染者は頗少し。輕重有之、或十日 烟灰武州板橋邊迄も参り候由也。扨七月十日比より、 候。數日承合候得共、左様の注進も無之候。京・大坂等も同 て三聲家屋鳴動す。立山・白山等の内 拔出で 崩落候かと覺 城御番所々々に番人無之、 も無之、宅々にて御用御勤候旨、十七日回狀に申來候。御 事の體にて、 六月廿日夜九時過、 り申來候は、信州淺間山燒拔候。 賀州向山拔出候かと怪み候旨申來候。 東南の方に當り大炮等の響の如 寒熱甚敷食氣無之、頭痛嘔逆仕 御縮に成所も有之候由。 江戸中一人も不煩者無之候。 五十年來無之大燒にて、其 御用番可被賴樣 江戸よ 此方御 金澤

敷可有之やと存候。 人心地付申者起出候迄相待候。商賣も相止候。馬は別條無 之小者を相廻し候。 更相煩候。火の見番所も北一箇所は相止候。時廻の足輕無 輕四百五十人、御臺所もの八十五人の內七十人、小人は獊 残相煩、御近習番三人にて相勤候。御式臺取次十六人の内 門・武田判太夫、御臺所にて原惣兵衞此分不相煩、其外は は富永數馬、 邸内にて年寄衆は前田修理、 不殘相煩候。此輩も無理押に相勤候。 中も暮比の様に有之候。十八日より天も晴れ、いはゞ夜 明申様に罷成、 一人、新番十三人の内十一人相煩候。與力大半番引、足 大丼鴉は死申も相見え候。十二日より天氣蒙々敷、 御用所は澤田源太夫、御近習には丹羽澤右衞 人心も付罷出者も御座候。 小屋々々飯焚可申様無之、 以上。 御客方御用は溝口舎人、 表御小姓は頭組共不 是にて段々宜 病人の內少 組頭

石被下候。 沿以御屋形坊主四人ならで無之所により、 か様には候得共大槻傳藏へは、當十八日御加增百 前知都合五百八十石に罷成候。 稀代 御手木足輕を召 の御寵臣と

梅田喜平 奥村主稅妹

丹羽武兵衛妻

寺西清左衙門

江左兵衛

津田權太夫 伊東半右衛門

有

澤彌三郎

意

安

田

īE.

も可申候。 以 上;

とて、 申候得共、 鴉等死申儀は且て不承候。左候へば疫勢薄故にても候か。 知行所にて鰻の死申儀甚敷事故、公儀へ御屆申上候程の儀 死申儀も夥敷候。齋藤長八殿知行所、戸田川の邊に有之候。 林中にて死申鴉夥敷事にて、死骸を俵に仕出申候。 市右衞門足輕小頭以下夥敷事に御座候。御城內紅葉山邊、 御病死にて、今日御弔被仰遣候。御邸内歴々にては、 旬より御弔使出不申日は今日迄無御座候。戸田釆女正殿も 七月廿九日の書中。 人の死は甚敷候。七月廿日比より町中御郡方等日々夥敷由 奥村源左衛門 江戸邸の病死者 昨日長八郎殿物語御座候云々。加賀・越中等にて犬・ 員敷は不承候。 江戸中の死人無際限事に御座候。 士列の分左の通に候。 治 河野 半 川魚の 小寺 當中

吉郎兵衛妻

長甲斐守殿祖母瑞嚴院